

産前産後期間相当の国民健康保険料免除制度の創設等について

1 経緯

産前産後期間相当の保険料免除制度は、健康保険・厚生年金保険及び国民年金において実施されているが、国民健康保険では免除制度がないため実施してこなかった。

このたび、令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法」により、子育て世帯のさらなる負担軽減や次世代育成支援等の観点から、令和6年1月1日から、出産する被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険料を免除する制度が創設されることとなった。

2 制度の概要

(1) 免除となる国民健康保険料

出産する予定又は出産した被保険者の産前産後期間相当分の所得割及び均等割保険料。

(2) 免除の対象となる期間

出産予定日又は出産した日が属する月（以後「出産月」という。）の前後の期間4か月相当分（多胎妊娠は6か月相当分）。

ア 単胎妊娠の場合：出産月の前月から出産月の翌々月まで

イ 多胎妊娠の場合：出産月の3か月前から出産月の翌々月まで

※1：令和6年1月施行のため、令和5年度については令和6年1月から3月までの産前産後期間が保険料免除対象となる。

※2：産前産後期間が年度を跨ぐ場合は、それぞれの年度に属する月数分の保険料を当該年度の保険料から免除する。

(3) 申請方法

原則として、該当する被保険者がいる世帯の世帯主が、窓口や郵送等により保険料免除申請を行う（ただし、国保加入の出生届出などで出産月を確認できる場合は、職権により免除を行う場合もある）。

(4) 周知方法

区公式ウェブサイト及びめぐろ区報等により周知する。

3 財源措置

保険料免除に係る費用は全額公費負担（国 1/2、都 1/4、区 1/4）となる。

4 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要

別紙のとおり

5 今後の予定

令和5年11月

令和5年第4回区議会定例会に条例案提出

令和5年12月

改正条例成立後、直ちに公布。事前申請の受付開始

令和6年1月1日

条例施行

以 上